

「派遣法における同一労働同一賃金の実務」セミナーを開催し 多数の会員が受講しました

会員企業を対象に、「派遣法における同一労働同一賃金の実務～来年困らないために今年やっておくべきこと・できること」セミナーを6月6日東京、6月14日大阪にて開催、236名にご参加いただきました。

本セミナーは、先般開催の「業務取扱要領（同一労働同一賃金）説明会」(参照)後に、実務運用に関する質問が多数寄せられたことなどから、実務的な講演には定評がある田原咲世社会保険労務士（北桜労働法務事務所 代表）を招聘し、来年4月施行に備え、現時点で準備できる実務を解説。とりわけ、(1) 派遣先労働者との均等・均衡方式、(2) 派遣元の労使協定による待遇決定方式について、派遣先から比較対象労働者の情報を得るためのプロセスシートやチェックシート、労使協定における賃金テーブルのイメージや協定例等を紹介しながら、条文を読み解くことで想定される課題や実務を中心に、具体的に解説していただきました。

終了後のアンケートでは、受講された方の9割以上から、「よくわかった」「わかった」と評価をいただきました。

同一労働同一賃金については、制度が大変複雑であることや、特に労使協定を選択する場合には、厚生労働省が定める基準を満たした、賃金テーブルを整備する必要があることなどから、基準となる厚生労働省職業安定局長通達で示す統計が発出された後、具体的な数値を用いたセミナーを秋に開催予定であり、会員企業の実務運用に役立つべく努めてまいります。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362